

(法第10条第1項第1号)

特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構という。

2 この法人の英文名を The Computer Shogi Organization、略称をCSOとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田神保町二丁目10番地31 IWビル1Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国の伝統文化である将棋等を題材とした人工知能の研究開発を支援することを通じて科学技術の振興を図るとともに、その成果をもって、わが国における学術及び文化の振興を図り、わが国の社会全般を対象として情報化社会の発展を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 科学技術の振興を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 情報処理技術者を支援する事業
- (2) 学術研究を支援する事業
- (3) 歴史的資料を保存する事業
- (4) 社会普及事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) ホームページ等への広告掲載事業
- (2) コンテンツ配信事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

2 この法人は、会員の氏名あるいは名称、住所あるいは連絡先を記載した会員名簿を作成する。

3 この法人から会員に対する連絡は、会員名簿に記載された住所あるいは連絡先宛てで行う。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 繼続して3ヶ月以上、会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 理事 3人 以上

(2) 監事 監事 1人 以上

2 理事のうち、1人を代表理事とし、必要に応じて代表代行をおく。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表代行は、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときに、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるべきなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 規定の変更
- (3) 解散及び合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員の選任又は解任
- (8) 役員の職務及び報酬
- (9) 入会金及び会費の額
- (10) 資産の管理の方法
- (11) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (12) 解散における残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、事業年度終了後の翌日から2か月以内に毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保できているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席し、その総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動にかかる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示する。なお、官報に掲載することが必須とされる事項については、併せて官報に掲載する。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて行う。

第10章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 星 健太郎

理事 西原 竜介

同 吉本 幸矢

監事 末吉 竜介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年12月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年12月31日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員及び賛助会員（個人・団体）なし

(2) 年会費 正会員及び賛助会員（個人・団体）1口3600円（1口以上）

2026(令和8)年1月1日 初版制定
2026(令和8)年1月10日 初版施行
(初版)

役員名簿
(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	ホシ ケンタロウ	無	代表理事
		星 健太郎		
2	理事	ニシハラ リュウスケ	無	-
		西原 竜介		
3	理事	ヨシモト ユキヤ	無	-
		吉本 幸矢		
4	監事	スエヨシ リョウスケ	無	-
		末吉 竜介		
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構

1 事業実施の方針

この法人の目的である、わが国の伝統文化である将棋等を題材とした人工知能の研究開発を支援することを通じて科学技術の振興を図るとともに、その成果をもって学術及び文化の振興、並びに情報化社会の振興を図るべく、以下の事業を実施する予定である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【104】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
情報処理技術者を支援する事業	人工知能専用の将棋対局プラットフォーム（アリーナ）を運営し、技術者の育成に必要な開発の機会を提供する。	随時	専用対局場	1	情報処理技術者	50	39
情報処理技術者を支援する事業	インターネット掲示板を運営し、情報処理技術者に相互交流の機会を提供する。	随時	Discord	1	情報処理技術者	50	19
学術研究を支援する事業	将棋等を題材とした人工知能及び情報処理技術に関する学術的研究を当団体のホームページにて紹介する。	随時	ホームページ	1	学術研究者	50	19
歴史的資料を保存する事業	過去のソフトウェア、文献、機材等を調査し、デジタルアーカイブ等として保存する。	随時	ホームページ	1	学術研究者	50	6
社会普及事業	当団体の活動内容を記載したニュースレター等を発行する。	随時	メール	1	一般	100	6
社会普及事業	将棋イベントなどで使用する将棋AIのための技術協力を行う。	随時	イベント	1	一般	100	6

(2) その他の事業

(事業費の総費用【18】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
ホームページ広告掲載事業	当団体のホームページに広告を掲載する。	随時	ホームページ	1	6
コンテンツ配信事業	将棋AIについての解説動画などを配信する。	随時	配信	1	6
コンテンツ配信事業	人工知能向けの将棋対局プラットフォーム（アリーナ）での対局をライブ配信する。	随時	配信	1	6

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構

1 事業実施の方針

この法人の目的である、わが国の伝統文化である将棋等を題材とした人工知能の研究開発を支援することを通じて科学技術の振興を図るとともに、その成果をもって学術及び文化の振興、並びに情報化社会の振興を図るべく、以下の事業を実施する予定である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【104】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
情報処理技術者を支援する事業	人工知能専用の将棋対局プラットフォーム（アリーナ）を運営し、技術者の育成に必要な開発の機会を提供する。	随時	専用対局場	1	情報処理技術者	50	39
情報処理技術者を支援する事業	インターネット掲示板を運営し、情報処理技術者に相互交流の機会を提供する。	随時	Discord	1	情報処理技術者	50	19
学術研究を支援する事業	将棋等を題材とした人工知能及び情報処理技術に関する学術的研究を当団体のホームページにて紹介する。	随時	ホームページ	1	学術研究者	50	19
歴史的資料を保存する事業	過去のソフトウェア、文献、機材等を調査し、デジタルアーカイブ等として保存する。	随時	ホームページ	1	学術研究者	50	6
社会普及事業	当団体の活動内容を記載したニュースレター等を発行する。	随時	メール	1	一般	100	6
社会普及事業	将棋イベントなどで使用する将棋AIのための技術協力をう。	随時	イベント	1	一般	100	6

(2) その他の事業

(事業費の総費用【18】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
ホームページ広告掲載事業	当団体のホームページに広告を掲載する。	随時	ホームページ	1	6
コンテンツ配信事業	将棋AIについての解説動画などを配信する。	随時	配信	1	6
コンテンツ配信事業	人工知能向けの将棋対局プラットフォーム（アリーナ）での対局をライブ配信する。	随時	配信	1	6

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書

特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】経常収益					
1 受取会費 正会員及び賛助会員受取会費		54,000		0	54,000
		54,000		0	54,000
2 受取寄附金 受取寄附金 物品等受入評価益		30,000		0	30,000
		30,000		0	30,000
3 受取助成金等 受取補助金		0		0	0
		0		0	0
4 事業収益 特定非営利活動に係る事業収益		0		30,000	30,000
その他の事業に係る収益			30,000		
5 その他の収益 受取利息 雑収入		0		0	0
経常収益計		84,000		30,000	114,000
【B】経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費 労務手当 諸謝金		27,500		15,000	42,500
		22,500		15,000	
		5,000		0	
(2) その他経費 事業活動費 施設利用費 調査研究費 印刷製本費 会報費		20,000		0	20,000
		5,000			
		10,000			
		5,000			
		0			
事業費計		47,500		15,000	62,500
2 管理費					
(1) 人件費 労務手当 諸謝金		7,500		0	7,500
		7,500		0	
(2) その他経費 管理活動費 会議費 旅費交通費 備品・消耗品費 事務局費 水道光熱費 通信運搬費 支払手数料 宣伝費 諸費		25,000		14,000	39,000
		5,000			
		5,000			
		5,000			
		0			
		15,000			
		14,000			
管理費計		32,500		14,000	46,500
経常費用計		80,000		29,000	109,000
当期経常増減額【A】-【B】...①		4,000		1,000	5,000
【C】経常外収益					
固定資産売却益 過年度損益修正額		0		0	
		0		0	
経常外収益計		0		0	0
【D】経常外費用					
固定資産売却損 過年度損益修正損		0		0	
		0		0	
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】...②		0		0	0
経理区分据替額...③		1,000		-1,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③...④		5,000		0	5,000
法人税、住民税及び事業税...⑤					
前期繰越正味財産額...⑥		0		0	0
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥		5,000		0	5,000

【A】経常収益	非営利活動	その他事業
正会員及び賛助会員受取会費	54,000	-
正会員	36,000	-
賛助会員	18,000	-
受取寄附金	30,000	-
一般寄附金	15,000	-
協賛金	15,000	-
物品等受入評価益	0	0
受取補助金	0	0
特定非営利活動に係る事業収益	0	-
情報処理技術者支援事業	0	-
学術研究支援事業	0	-
歴史的資料保存事業	0	-
社会普及事業	0	-
その他の事業に係る収益	-	30,000
ホームページ等への広告掲載	-	15,000
コンテンツ配信	-	15,000
受取利息 銀行利息（●月●日）	0	-
銀行利息（●月●日）	0	-
雑収入	0	0
【B】経常費用（事業費）	非営利活動	その他事業
労務手当（事業費）	22,500	15,000
諸謝金（事業費）	5,000	0
事業活動費	5,000	0
施設利用費	10,000	-
調査研究費	5,000	-
印刷製本費	0	-
会報費	0	-
【B】経常費用（管理費）	非営利活動	その他事業
労務手当（管理費）	7,500	0
諸謝金（管理費）	0	0
管理活動費	5,000	-
会議費（管理費）	5,000	-
旅費交通費（管理費）	5,000	-
備品・消耗品費（管理費）	0	-
備品費（管理費）	0	-
消耗品費（管理費）	0	-
事務局費	0	-
水道光熱費	0	-
通信運搬費	0	14,000
支払手数料	15,000	-
銀行振込	3,000	-
クレジットカード決済	12,000	-
宣伝費（管理費）	0	-
諸費（管理費）	0	-
【B】	非営利活動	その他事業
固定資産売却益	0	0
過年度損益修正益	0	0
固定資産売却損	0	0
過年度損益修正損	0	0
当期経常外増減額	1,000	-1,000
法人税、住民税及び事業税		
前期繰越正味財産額	0	0

設立・定款変更用

令和9年度 活動予算書

特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】経常収益					
1 受取会費 正会員及び賛助会員受取会費	108,000		0	108,000	
2 受取寄附金 受取寄附金 物品等受入評価益	60,000 0	60,000	0	60,000	
3 受取助成金等 受取補助金	0	0	0	0	
4 事業収益 特定非営利活動に係る事業収益 その他の事業に係る収益	0	0	60,000	60,000	
5 その他の収益 受取利息 雑収入	0 0	0	0	0	
経常収益計	168,000		60,000	228,000	
【B】経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費 労務手当 諸謝金	45,000 10,000	55,000 30,000 0	30,000	85,000	
(2) その他経費 事業活動費 施設利用費 調査研究費 印刷製本費 会報費	10,000 20,000 10,000 0 0	40,000	0	40,000	
事業費計	95,000		30,000	125,000	
2 管理費					
(1) 人件費 労務手当 諸謝金	15,000 0	15,000 0	0	15,000	
(2) その他経費 管理活動費 会議費 旅費交通費 備品・消耗品費 事務局費 水道光熱費 通信運搬費 支払手数料 宣伝費 諸費	10,000 10,000 10,000 0 0 30,000 0 0	50,000	28,000	78,000	
管理費計	65,000		28,000	93,000	
経常費用計	160,000		58,000	218,000	
当期経常増減額【A】-【B】 ···①		8,000		2,000	10,000
【C】経常外収益					
固定資産売却益 過年度損益修正益	0 0	0 0	0	0	
経常外収益計	0		0	0	0
【D】経常外費用					
固定資産売却損 過年度損益修正損	0 0	0 0	0	0	
経常外費用計	0		0	0	0
当期経常外増減額【C】-【D】 ···②		0		0	0
経理区分据替額 ···③		2,000		-2,000	
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ···④	10,000		0	10,000	
法人税、住民税及び事業税 ···⑤ 前期繰越正味財産額 ···⑥		5,000		0	5,000
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥		15,000		0	15,000

【A】経常収益	非営利活動	その他事業
正会員及び賛助会員受取会費	108,000	-
正会員	36,000	-
賛助会員	72,000	-
受取寄附金	60,000	-
一般寄附金	30,000	-
協賛金	30,000	-
物品等受入評価益	0	0
受取補助金	0	0
特定非営利活動に係る事業収益	0	-
情報処理技術者支援事業	0	-
学術研究支援事業	0	-
歴史的資料保存事業	0	-
社会普及事業	0	-
その他の事業に係る収益	-	60,000
ホームページ等への広告掲載	-	30,000
コンテンツ配信	-	30,000
受取利息	0	-
銀行利息（●月●日）	0	-
銀行利息（●月●日）	0	-
雑収入	0	0

【B】経常費用（事業費）	非営利活動	その他事業
労務手当（事業費）	45,000	30,000
諸謝金（事業費）	10,000	0
事業活動費	10,000	0
施設利用費	20,000	-
調査研究費	10,000	-
印刷製本費	0	-
会報費	0	-

【B】経常費用（管理費）	非営利活動	その他事業
労務手当（管理費）	15,000	0
諸謝金（管理費）	0	0
管理活動費	10,000	-
会議費（管理費）	10,000	-
旅費交通費（管理費）	10,000	-
備品・消耗品費（管理費）	0	-
備品・消耗品費（管理費）	0	-
事務局費	0	-
水道光熱費	0	-
通信運搬費	0	28,000
支払手数料	30,000	-
銀行振込	6,000	-
クレジットカード決済	24,000	-
宣伝費（管理費）	0	-
諸費（管理費）	0	-

	非営利活動	その他事業
固定資産売却益	0	0
過年度損益修正益	0	0
固定資産売却損	0	0
過年度損益修正損	0	0
当期経常外増減額	2,000	-2,000
法人税、住民税及び事業税		
前期繰越正味財産額	5,000	0

特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構 設立趣旨書

特定非営利活動法人コンピュータ将棋機構（以下、「当法人」とする。）は、わが国の伝統文化である将棋等を題材とした人工知能の研究開発を支援することを通じて科学技術の振興を図るとともに、その成果をもって学術及び文化の振興、並びに情報化社会の振興を図ることを目的として設立される。

当法人は、この目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ・科学技術の振興を図る活動
- ・学術及び文化の振興を図る活動
- ・情報化社会の振興を図る活動

当法人は、この目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 情報処理技術者を支援する事業
 - ・将棋等を題材とした人工知能の研究開発を通じて情報処理技術者の育成を支援する。
 - ・情報処理技術者の相互交流を通じて人工知能についての知見を共有できる機会を提供する。
- (2) 学術研究を支援する事業
 - ・将棋等を題材とした人工知能及び情報処理技術に関する学術的研究を支援する。
 - ・人工知能向けの将棋対局プラットフォームを構築し、その運用を通じて、研究開発に必要な基礎データを整備する。
- (3) 歴史的資料を保存する事業
 - ・コンピュータ将棋に関するソフトウェア、文献、機材等について調査し、これらをデジタルアーカイブ等として保存する。
- (4) 社会普及事業
 - ・将棋等を題材とした人工知能の研究開発及びその学術的研究による成果を広く社会に発信し、情報化社会の振興を図る。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

以上

令和8年1月10日

設立代表者 星 健太郎

